

実験ノート (実験指針P3~P4)

実験ノートは講義科目で作るノートとは意味合いが異なり、個人のものではない。実験を再現するための実験操作の記録であるとともに、実験グループが不正を行っていない証拠でもある。ここでは、いくつかホームページの記載例を見ながら、その理由を考えよう。

科学技術研究での不正行為

> English

Google Custom Search

検索

キーワード

[トップ](#) > [政策・審議会](#) > [審議会情報](#) > [科学技術・学術審議会](#) > [研究活動の不正行為に関する特別委員会](#) > [研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて](#) > [研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて](#) > [研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書](#) > 2. 研究活動の不正行為等の定義

2 研究活動の不正行為等の定義

研究上の不正の分類

1 対象とする不正行為

本ガイドラインの対象とする研究活動は、文部科学省及び研究費を配分する文部科学省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動であり、本ガイドラインの対象とする不正行為は、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造と改ざん、及び盗用である。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

捏造 存在しないデータを作成すること

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作をすること。

改ざん 変更を行って、データを加工すること

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

盗用 他人の結果を了解なく不適切に使用すること

3つに分類

> English

Google Custom Search

検索

キーワード

[トップ](#) > [科学技術・学術](#) > [科学技術関係人材の育成・確保](#) > [研究活動における不正行為への対応等](#) > [研究活動における不正事案について](#) > [文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案\(一覧\)](#) > [令和4年度\(2022年度\)](#) > [麻布大学教員による研究活動上の不正行為\(捏造・改ざん等\)の認定について](#)

大学教員による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん等)の認定について

内容の要約

・告発内容

令和3年7月4日、獣医学部准教授の論文に改ざんの疑いがある旨の告発があり調査を実施

・認定理由

実験ノートや生データが確認できないもの、写真の使い回し、過度の図の加工、同様の画像の使い回しが認められた。

・研究機関が行った措置

1. 論文の取下げ
2. 学内処分等については、今後大学の就業規則等に基づき検討
3. 競争的研究資金の執行停止等の措置

・予算配分機関が行った措置

経費の返還を求める
当該資金への参加資格の制限措置

都市大での研究実験不正に関する対応

○東京都市大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程

〔平成27年3月16日
制 定〕

改正 平成27年 5月18日 平成28年 3月14日
平成29年 7月17日 平成29年 9月11日
平成30年 6月18日 平成30年10月15日

(遵守事項)

第4条 教職員等は、研究活動について別に定める「東京都市大学行動規範」を遵守しなければならない。

2 研究を行う教職員等は、本学が定期的実施する研究倫理教育を受けなければならない。

3 研究を行う教職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ等は原則として当該論文及び報告書の発表後10年間適切に保存・管理するものとする。なお、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

実験ノート まとめ (実験指針P3~P4)

科学技術研究での不正行為

- ねつ造
- 改ざん
- 盗用

論文・レポートは実験ノートを元に作成するので、実験ノートは

1. 実験を再現するための実験操作の記録
2. データの信憑(しんぴょう)性の証拠

研究で作成したノートは、研究室で保管し、他の研究者や教員が読む必要がある。

→他の研究者などが、数年後の読めるように、丁寧に正確に記録する。